

『第4期自動車環境管理計画書 Q&A』

【自動車環境管理計画書制度について】

Q) 第4期計画書制度の改正ポイントは何か。

- A) 低公害・低燃費車の基準の改正と特定低公害・低燃費車導入義務制度の改正に伴い、今後5年間で特定事業者が導入を目指す車両の基準と導入率を変更した点です。詳細は、「低公害・低燃費車について」の項をご確認ください。

Q) 新計画書は6月末までに提出しないと罰則等があるのか。

- A) 環境確保条例第32条では、計画書、実績報告書を正当な理由なく提出しない者に対し提出を勧告することができることになっています。勧告に従わない場合は156条第1項により違反者を公表し、それでも提出がなされない場合は第163条第1号により科料に処することとなります。

【削減目標について】

Q) 5か年の計画は非常に不透明であり、確実なものは立てられないがそれでも良いか。

- A) 計画はあくまでも目標で、突然の社会情勢の変化や経営状況の悪化等により実現できないこともあると考えています。そうした不透明な要因は考慮せず、貴社の環境対策における基本方針に基づき計画を策定してください。

Q) 弊社はこれまでもCO2削減に真摯に取り組んできている。ここ数年横ばいを続けておりこれ以上の削減は困難である。

- A) これまでのご努力に感謝申し上げます。
特定低公害・低燃費車の導入やエコドライブ、自動車の使用の合理化などの対策により、削減の余地がないかもう一度、点検してください。
積極的で実現可能な目標を掲げていただき、目標達成に向け努力をお願いします。

Q) 削減目標について、なんらかの指標を示していただけないか

- A) あくまでも各事業者の個別の事情を考慮して自主的に設定していただくものです。まずは、低公害・低燃費車の導入計画やエコドライブの計画を中心に、どれ位削減できるか考えてください。

なお、今回改定されました東京都環境基本計画には、運輸部門における温室効果ガス排出量を2030年までに2000年比60%削減する目標が示されています。各事業者には、この実現のため高い目標を設定し取り組んでいただきたいと思います。少なくとも第3期に掲げた削減率を上回る目標を設定し、継続的かつ計画的な削減を期待しています。

Q) エコドライブによる削減をどのように見込めばよいか。

- A) エコドライブを実施すると燃費が10%以上向上するという実証データがあります。事業者によって、これまでの取り組みレベルは違うと考えられますが、まず、点検表の「エコドライブの手法」の取り組みメニューをチェックすることで、自社の現在の取り組み状況を把握して、改善できる余地を見込んで削減率を設定してください。

Q) 前期の5年間のCO2排出量のうち、連続する任意の3カ年の平均排出量を実績排出量とし、28年度からの5カ年の平均と比較するという考えはどうして出てきたのか。

- A) 現行の計画と地球温暖化対策計画書の考え方を踏襲する形で、前期5カ年の事業者の皆様の削減努力を考慮した目標の立て方としています。この理由は、前年度の実績を基準に目標を立てることになると、努力を続け年々排出量を減らし既に限界に達している事業者は、削減目標を立てられなくなってしまい、立てたとしても非現実的な目標となってしまうことがあります。よって、削減に努力した事業者に配慮し、排出量が多かった時期の任意の3年間の平均を実績排出量として、実効性ある目標を立てやすくしています。

【低公害・低燃費車について】

Q) 特定低公害・低燃費車の基準はどのように変更したのか。

- A) 200台以上の自動車を使用する事業者が導入すべき自動車（特定低公害・低燃費車）を改正しました。具体的には、燃料電池自動車や電気自動車等の次世代自動車をはじめとする高性能な自動車を平成33年3月31日までの5年間で、改正後の換算率により15%以上導入するというものです。

【参考】

- ①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱
- ②都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第17条第3項に規定する知事が別に定める自動車に換算する方法を定める要綱

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation.html>

Q) 特定低公害・低燃費車はどこに掲載されているのか。

- A) 東京都環境局のホームページで、「特定低公害・低燃費車の導入義務制度について」のページがあり、こちらに「特定低公害・低燃費車一覧」を掲載しています。こちらをご覧ください。

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation.html>

Q) 使用する自動車が200台に満たないが、特定低公害・低燃費車を導入しなければならないのか。

A) 200台未満の特定事業者については、導入は義務ではありませんが、東京都自動車環境管理指針(※)で、特定低公害・低燃費車の割合を15%以上とするよう規定しています。200台未満の特定事業者であっても更新等に努めてください。

※ 東京都自動車環境管理指針(平成28年3月24日 東京都告示第522号)(抄)
7(2) 200台未満の自動車を使用する特定事業者にあつては、特定低公害・低燃費車の導入割合を、平成32年度の末日において、換算後の低公害・低燃費車に換算して15パーセント以上の水準となるように自動車の更新等に努める。

Q) 特定低公害・低燃費車の割合はどのように算出するのか

A) 特定低公害・低燃費車の台数を使用する全ての自動車の台数で除して求めるのではなく、次のとおり、特定低公害・低燃費車の台数を換算して算出します。

すなわち、燃料電池自動車及び電気自動車の場合、1台を3台に換算、プラグインハイブリッド車の場合、1台を2台に換算、これら以外の特定低公害・低燃費車の場合は換算せずに1台のままとして、算出してください。

詳しくは、環境局のホームページの「特定低公害・低燃費車の導入義務制度について」をご覧ください。

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation.html>

【様式について】

Q) 当社は、セキュリティ方針によりインターネットを利用したファイルのダウンロードができない。CD-ROM等で計画書様式を受け取ることはできるか。

A) 相談窓口にお問合せください。担当者あてにCD-ROM等で関係ファイルを送付します。詳細は、「計画書作成の手引き」を参照してください。

Q) 新規事業者の場合、これまでの走行距離や燃料給油量のデータがない。「車両ごとの現況」にはどう書けばいいか。

A) 環境局のホームページに掲載している「計画書作成の手引き」を参照してください。実績値を1年分以上把握していなければ、実績排出量及び削減率については未記入とします。実績値を1年分以上把握した段階で、計画書変更届で対応します。

Q) 記入様式は、これまでとどの程度変更されるのか。負担軽減はされているのか。

A) 主な変更点は以下のとおりです。

1. 点検表表紙と点検表1を統合しました。
2. 点検表2の記入を任意としました。
3. 点検表3の「1km走行あたり平均CO₂・NO_x・PM排出量」の計画をなくしました。(CO₂のみ値が自動表示されますが、様式には印刷はされません。必要に応じて参考にしてください。)
4. 点検表4に「燃費基準達成状況」と「その他車両区分」を追加しました。
「燃費基準達成状況」の記入については、2月の説明会において自動化を求める意見が多かったため、燃費基準達成状況が判定できる車両については、極力自動判定できるようにしました。
5. 点検表5以降について、項目番号と点検表番号を同じにするとともに、様式を印刷した際に「点検表名」を印字するようにしました。
6. 「自動車の走行距離、燃料使用量及び二酸化炭素排出量の年次計画」(これまでの点検表8から11まで)を統合し点検表5としました。
7. 「低公害・低燃費車の導入計画(特定低公害・低燃費車)」を新しい基準に合わせた様式とし、点検表6としました。

詳細は、環境局のホームページに掲載した「計画書作成の手引き」で確認してください。

Q) 点検表2の「営業所その他の事業者別概要」は、記入しなくても良いのか。

A) 点検表2は、各事業者が営業所ごとに車両を管理するために用意した様式です。都では特に集計等は行わないため記入を任意としています。

【燃費管理の手法について】

Q) 燃費管理の手法はどのようなものがあるのか、もう少し詳しく教えてほしい。

また、どうすればそれを使えるのか。

A) 独立行政法人 環境再生保全機構のホームページでエコドライブがうまくいく燃費管理の方法を紹介しています。こちらを参考にしてください。

https://www.erca.go.jp/yobou/pamphlet/form/05/archives_16791.html

また、道路貨物運送業の事業者については、(社)東京都トラック協会が実施し多大な成果をあげている「グリーン・エコプロジェクト」への参加を推奨しています。

車両を登録し、1台1台の走行量や給油量を事務局に送ると、集計して燃費等の結果がフィードバックされます。それらのデータに基づいて、燃費管理向上を目指したきめ細かいセミナーを実施し継続サポートしていくというエコドライブ支援システムです。実際に登録した事業者からは登録前と比べかなりの改善効果が出たと聞いています。また、副次的効果として事故件数が飛躍的に減少したということです。

この他、民間会社が運用している燃費管理サイト等もあります。こうしたサイトを活用し日頃から給油量、走行量などを把握し入力すれば燃費とエコドライブの実践効果が把握できます。携帯端末からの入力も可能なものもあります。

【自動車環境管理者について】

Q) 自動車環境管理者の職務を教えてください。またどのような立場の者を選任すればよいか

A) 環境確保条例第 33 条で規定

- ① 計画書に記載された事項の実施状況の把握
- ② 計画書に記載された事項に関わる自動車の運行等に従事する者への指導・監督
- ③ それ以外の自動車の環境負荷を低減するために必要な業務です。

「自動車環境管理指針」では、自動車環境管理者の位置づけ、職務を組織規定等で明確にするよう規定しています。

上記の職務を行える権限を有し、実際に職務を行使できる者を選任してください。

【支援策について】

Q) 目標達成のため、中小企業に対して車両の購入などの支援制度は考えているのか

A) これまでと同様に中小企業者に対し、低公害・低燃費車への買換え融資あっせん制度があります。この他、燃料電池自動車 (FCV)、電気自動車 (EV)、プラグイン・ハイブリッド自動車 (PHV)、ハイブリッドトラック・バス、CNG トラックへの購入補助制度もあります。詳細は環境局のホームページをご確認いただき、お問い合わせください。

【対象事業者について】

Q) 30 台以上の使用車両があるが計画書を提出していない事業者がいる。都はどのような指導を行っているのか。通報すれば、その事業者に対して提出指導を行ってくれるのか。

A) 事業者は使用台数が 30 台以上になった段階で自主的に計画書を提出する義務があります。本来、事業者が自ら提出すべきですが、意図的に提出しない事業者も見受けられるので、そのような事業者についてお知らせ頂ければ都が事業者を確認し、該当することが確認できれば計画書の提出を求めていきます。

【公表について】

Q) 削減目標が達成できなかった場合、公表により顧客にマイナスイメージを与えてしまう可能性がある。公表には反対である。

A) 公表の趣旨は、

- ① 各事業者が相互に取組を参考にさせていただくこと
- ② 全事業者のレベルアップを図ること
- ③ 各事業者の環境対策のアピールに活用させていただくことを目的で行うものです。

また、公表内容は企業情報や自動車に関する細かいデータを出すことはありません。削減目標の達成については、義務ではありませんが、温室効果ガス排出量の削減を図るため自動車から排出される CO₂ を削減していかなければなりません。趣旨をご理解いただき、積極的かつ実現可能な目標を掲げてください。

なお、公表内容について不都合な事項があればご相談ください。

- Q) CO2削減に努力した結果、公表によりそれを顧客が確認し、料金の値引きを要求してくる可能性がある。公表には反対である。
- A) 特定事業者個々の燃料費の節約が分かる燃料給油量や走行距離は公表していません。また、顧客には、CO2削減にかかる対策コストが発生することや、更なる環境対策への投資コストの説明等が必要と考えます。

【事業者の評価について】

- Q) 2月の説明会で事業者の取組を積極的に評価するとのことであったが、具体的にどのように評価するのか。
- A) 特定事業者の中で優れた取り組みをしている事業者や、継続的に大幅なCO2削減を実現した事業者について、表彰やホームページ等で紹介することを想定しています。詳細が決まり次第お知らせします。